

あえて保険事故に「偶然」という語句を付加していることを重視したものと思われませんが、判例変更の可能性が高いようです（資料3 P 25左段）。

二 ⑥判決の「偶然の事故」の二分解説（外形的事実説）

1 盗難説（請求原因説。西嶋教授、滝澤判事など）

要約すると、保険事故に偶発性が取り込まれて規定している以上、偶発性は契約締結時及び保険金請求権発生時の両方に要求するべきとされる（資料1 P 96～97）。

ただ、「契約時の保険事故の不確定性」（＝保険契約の成立）と「保険事故の偶発性（非故意）」（＝保険金請求権発生の特件事実）とをあえて「偶発性」の一語で理解されており（資料1 P 96左段）、商法（保険法）の「偶然」の語義の解釈と齟齬がある。払うべき保険金を免れるのはおかしいという問題意識よりも不正請求は許さないという問題意識を優先させて、あえて同義に解しているように思われます。他の批判としては、資料2 P 57左段（盗難だけ商法641を注意規定と解釈せざるを得なくなる等）。

2 損害説（抗弁説）

批判としては、突き詰めると保険事故の立証すら免れることになりかねないというものがあ（資料2 P 57右段）。

3 外形説（判例）

商法（保険法）629、641と約款との統一的解釈が可能（故意の立証は保険者に負わせるという商法・保険法を統一的解釈できる）。

なお、「外来性」も同様か（最二H 19.7.6判例時報1984号108頁の囲み記事では最高裁判例を抗弁説に分類している）。

批判としては滝澤判事の偶然の語義を統一的に解釈するべきというものがあ（資料2 P 58左段）。

また、「第三者による持ち去り」が立証の対象とする点は、結論において盗難説と変わらない（防犯ビデオがない限り立証できないことになりかねない）という批判がある（資料2 P 58右段）。

4 林准教授の検討（資料2）

下記のとおり明確に区別した上で（判例）、判例を是とする。

偶然：保険契約成立時における保険事故の不確定性

偶発：保険事故発生時における保険事故が被保険者の意思によらないこと

解釈学的には、「法律上の推定」とされる（資料3 P 19左段）。

保険者は、①外形的事実を真偽不明とする、②隠蔽の立証、③被保険者の故意の立証のいずれかの立証活動をすることになるとする（資料3 P 19右段）。

三 他の保険への外形説の応用

1 動産総合保険

動産と登録自動車を区別する必要がないことから、外形説が当てはまる。

ただし、占有の喪失の原因は、紛失や隠蔽が自動車以上でありうることから、①非保険商品が現存したこと、②店内に何者かが侵入したうえで立ち去ったこと、③その時点で被保険商品がなくなったこと的事实に分解されるとされる（資料3 P 23 右段）。

なお、保険の種類や状況によって分解される事実は異なる可能性がある。

2 傷害保険（偶然の事故）

林准教授は外形説が適用される可能性が高いとする（資料3 P 25 右段）。

外形的事実としては、①事故、②事故と傷害との間の因果関係とされる。

四 間接事実群

外形説にたつにせよ、外形事実の立証と故意の反証のため様々な事実の主張立証が必要となる。以下に自殺と放火について、諸判例から抽出した間接事実を列挙する（判例のほか、資料4 やいわゆる黒本等を参考にしました）。

1 自殺

保険契約の締結状況（受動的か、能動的か）

保険の本数（定額保険の場合。損害保険の場合は論外）

保険契約から保険事故までの期間

保険事故への動機（病苦、経済苦、家庭不和など）

保険事故の状況

遺書の有無

自殺と矛盾する行動の有無

調査への協力を拒否

2 放火

出火原因が放火か

無人の場所や火の気がない場所から出火

油彩反応の有無

人目につく場所・時刻に出火

放火に請求者が関与したか

保険契約の締結状況（受動的か、能動的か）

保険金額が適正か

保険契約から保険事故までの期間

保険事故への動機（病苦、経済苦、家庭不和など）

保険事故の状況

矛盾する行動の有無（すぐに通報、消火しないなど）

調査への協力を拒否・矛盾説明（これを1事実として挙げる判例が多い）

3 車両盗難

駐車状況

駐車場契約書、コイン駐車場のレシート、防犯ビデオ

盗難

保険契約の締結状況（受動的か、能動的か）

保険契約から保険事故までの期間

盗難の客観的状況（キーの本数と保管状況と紛失の有無、イモビライザーや警報装置の有無、盗取の難易（自走かレッカーか、時刻場所など人目のつきやすさ）、発見時の状況。なお外車の場合は車両価格に要注意）

盗難と矛盾する行動の有無（被害届の提出時期、調査への協力）

保険事故への動機（経済苦など）

供述の合理性（変遷があるとかかなり信用性↓）

4 動産盗難

保険契約の締結状況（受動的か、能動的か）

保険契約から保険事故までの期間

盗難の客観的状況（監視カメラの映像、盗難物品の購入価格、盗難の難易などの現場状況、高価品の場合の盗難予防策の有無）

盗難と矛盾する行動の有無（被害届の提出時期、調査への協力）

保険事故への動機（経済苦など）

供述の合理性（変遷があるとかかなり信用性↓）

資料1 保険事故偶発性ないし非偶発性をめぐる主張立証責任の帰属 滝澤孝臣

法の支配151号85頁

資料2 保険金請求訴訟における「人為性」または「非人為性」の証明構造に関する一考察

（上） 林昭一

判例タイムズ1311号49頁

資料3 保険金請求訴訟における「人為性」または「非人為性」の証明構造に関する一考察

（下） 林昭一

判例タイムズ1313号16頁

資料4 推認による事実認定例と問題点 村田渉 判例タイムズ1213号42頁